

○農林水産省告示第四百三十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和八年産の秋植えばいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和九年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣 鈴木 憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	鳥取県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	<p>農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分</p> <p>1 類</p> <p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円            (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)            第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、            うち課税対象農業者に係るもの            2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,130円 900円 790円 680円            うち免税対象農業者に係るもの            2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,130円 900円 790円 680円            種子の用に供することを目的とするもの耕作を行う耕地に係るもの            4,120円 3,710円 3,300円 2,880円 2,470円 )</p> <p>2 類</p> <p>4,820円 4,340円 3,860円 3,370円 2,890円</p> <p>3 類</p> <p>5,870円 5,280円 4,700円 4,110円 3,520円</p> <p>6 類</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>7 類</p> <p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円            (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、            うち課税対象農業者に係るもの            2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,130円 900円 790円 680円            うち免税対象農業者に係るもの            2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,130円 900円 790円 680円            種子の用に供することを目的とするもの耕作を行う耕地に係るもの            4,120円 3,710円 3,300円 2,880円 2,470円 )            乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆            4,820円 4,340円 3,860円 3,370円 2,890円            乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆            5,870円 5,280円 4,700円 4,110円 3,520円</p> <p>9 類</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆            4,820円 4,340円 3,860円 3,370円 2,890円            乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆            5,870円 5,280円 4,700円 4,110円 3,520円</p>	鳥取県の区域	
			鳥取県の区域
			鳥取県の区域
			鳥取県の区域

都道府県名	鳥取県	左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	
そば	2 類 2,100円 1,890円 1,680円 1,470円 1,260円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,720円 5,150円 4,580円 4,000円 3,430円 2,100円 1,890円 1,680円 1,470円 1,260円 うち免税対象農業者に係るもの 5,910円 5,320円 4,730円 4,140円 3,550円 2,100円 1,890円 1,680円 1,470円 1,260円 ) 夏そば 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,220円 4,700円 4,180円 3,650円 3,130円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 5,410円 4,870円 4,330円 3,790円 3,250円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 ) 秋そば 2,100円 1,890円 1,680円 1,470円 1,260円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,720円 5,150円 4,580円 4,000円 3,430円 2,100円 1,890円 1,680円 1,470円 1,260円 うち免税対象農業者に係るもの 5,910円 5,320円 4,730円 4,140円 3,550円 2,100円 1,890円 1,680円 1,470円 1,260円 )	鳥取県の区域
	3 類 4 類	鳥取県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。